平成２２年（フ）第１４３号
仙台市太白区長町１丁目１番13―605号
債務者　板澤久美子（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
宮城県名取市ゆりが丘５丁目１番地の31
債務者　東　　千春
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
仙台市太白区長町２丁目11番33号
債務者　板橋つや子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
仙台市泉区みやぎ台１丁目31番１号、住民票上の住所仙台市泉区将監６丁目４番33―42号
債務者　神垣　邦彦
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
仙台市宮城野区東仙台７丁目８番31号
債務者　保科　武夫
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２００号
仙台市若林区沖野３丁目10番92号　加藤アパート203
債務者　菅野　忠志
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
仙台市宮城野区宮城野２丁目13番５―505号
債務者　窪田日出男
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
茨城県下妻市高道祖4394番地３　雇用促進２―506
債務者　高橋　孝雄
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３１号
茨城県下妻市高道祖4394番地３　雇用促進２―506
債務者　高橋　裕美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３５号
茨城県結城市大字結城1793番地40
債務者　塩野　純枝（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１５３９号
千葉市若葉区小倉台６丁目９番２号
債務者　奥澤　泰造
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４４号
千葉県船橋市習志野台４丁目37番25号　メロディハイツ101号
債務者　中嶋マリアコンチタこと　ＮＡＫＡＪＩＭＡ　ＭＡＲＩＡ　ＣＯＮＣＨＩＴＡ　ＺＡＭＯＲＡ
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５号
千葉市中央区蘇我３―37―１レオパレス蘇我加藤Ⅲ―310、住民票上の住所千葉県船橋市上山町１丁目159番地３ハイムジュネス205号
債務者　小笠原　愛
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５号
千葉県浦安市当代島３丁目３番13号　第９サンハイツ291
債務者　小室　優子（旧姓宮畑）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
千葉市緑区古市場町474番地300　古市場第３団地１棟404号
債務者　羽澤　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６号
千葉県習志野市花咲２丁目14番３号　ビューハイツ203号
債務者　吉田　伸智
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１号
金沢市畝田西２丁目135番地、従前の住所富山県南砺市立野原東558番地２
債務者　米澤　　正
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
金沢地方裁判所